

ハイパフォーマンス・サポート事業におけるターゲットスポーツ選定要項

令和4年3月30日
スポーツ庁長官決定

1. 選定対象とする競技

オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたハイパフォーマンス・サポート事業のターゲットスポーツは、選定時点において開催都市が決定しているオリンピック・パラリンピック競技大会の実施競技から選定する。

2. 選定基準

(1) 競技成績に対する評価

以下の競技大会における競技成績について、下表に当てはまる競技を対象とする。

- ① 夏季競技：東京2020大会、冬季競技：北京2022大会
- ② 直近の世界選手権等

<表：競技成績の評価基準>

評価区分	個人競技	団体競技
S	・ ①及び②で1位	・ ①又は②で1位
A	・ ①又は②で1位 ・ ①及び②で3位以内	・ ①又は②で3位以内
B	・ ①で3位以内及び②で8位以内 ・ ①で8位以内及び②で3位以内	・ ①又は②で8位以内

(注1) 世界選手権大会に相当する国際競技大会が存在しない競技は世界ランキングを評価する。

(注2) パリ2024大会、ミラノ・コルティナ2026大会から実施される競技等については、①の代わりに、別の国際競技大会等を参照し評価する。

(注3) 個人競技において8位以内となってもマイナス1ルールが適用されて入賞ではない場合、団体競技において開催国枠で出場して出場全8チーム中8位の場合は、評価区分外とする。

(2) 強化戦略プランに対する評価

中央競技団体が策定する強化戦略プランの目標設定や強化・育成計画及び実現可能性等について、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が設置する評価委員会における最新の評価結果がB以上の競技を対象とする。

3. 選定方法

ターゲットスポーツ及びその評価区分は、上記2の選定基準に基づき選定し、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会、JSCから意見を聴いた上でスポーツ庁長官が決定する。

ただし、競技成績や強化戦略プランの最新の評価結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことができる。

4. 対象期間

上記3で決定したターゲットスポーツの対象期間は、原則として、以下のとおりとする。

夏季競技：令和4年4月1日～令和5年3月31日

冬季競技：令和4年4月1日～令和6年3月31日